



大学生等

修学支援 特別給付金

申請期間
8/1 ~
R5/1/31

支給します!!

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、経済的に困窮する学生の学びを支援するため、大学生等に対し、5万円の特別給付金を支給します。(申請期間:令和4年8月1日~令和5年1月31日)

対象者

次の①②の両方に該当する大学生等※1

- ①令和4年8月1日時点で相模原市に住民票があること※2
- ②令和4年度に日本学生支援機構の給付奨学金を受給している※3

※1 短期大学、高等専門学校、専修学校に在学している方を含みます。

※2 令和4年8月1日から決定日まで、引き続いて相模原市の住民基本台帳に登録されている必要があります。

※3 所得の条件が住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯であるなど、各種の条件が日本学生支援機構の給付奨学金と同等の給付奨学金を含みます。

詳しい内容、必要書類、手続き方法は
市ホームページをご確認ください

CHECK



問い合わせ

新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル
☎042-851-3193
(平日 8:30~17:00)